

# 川越市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年10月22日 午後2時
- 3 閉 会 平成30年10月22日 午後3時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、文化財保護課長田中敦子、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

## 8 前回会議録の承認

平成30年度第5回定例会会議録を承認した。なお、第6回臨時会会議録、第7回定例会会議録及び第8回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第26号 川越市市民センター条例等の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

日程第2議案第27号 川越市公民館設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

日程第3議案第28号 川越市公民館使用条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 仮称霞ヶ関西公民館の正式名称について

地域教育支援課長

現在建設中の仮称霞ヶ関西公民館については、平成30年10月末日に本体工事、電気設備及び給排水設備工事が完了する。外構工事についても同年9月4日に着工し、同31年1月31日に完了予定であり、同年3月下旬に竣工予定である。川越

市公民館設置条例の一部を改正する条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例を定めることについて、同30年川越市議会第5回定例会（12月議会）に上程するにあたり、公民館の正式名称を決定する必要がある。

正式名称については、平成26年1月に仮称川越市霞ヶ関西公民館建設検討懇話会から提出された提言書において、名称を正式に決定する前に地元住民の意見を聴く機会を設定することについて申し出があり、同30年10月13日の地元説明会において了承が得られたため、正式名称を川越市霞ヶ関西公民館とし、市長専決により決定する予定である。

教育総務部長

地元からの要望は当初から霞ヶ関西公民館であるが、正式名称を決定する際の手続きが定まっていないため、地元の了解を得られた旨、本会で報告し、市長専決により決定しようとするものである。

## 1.1 協議事項

### (1) 川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針について

副部長兼教育指導課長

部活動の在り方については、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、同年7月に県教育委員会が「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を定めた。これを受けて、本市における方針の策定に向け、検討を重ねてきたところである。

検討の経過であるが、同年5月から、市立中学校長会の代表と川越市中学校体育連盟の代表を加えた2回の検討会議を開催し、並行して市立中学校長研究協議会からの意見聴取を踏まえ、協議を重ね、本方針案を作成した。

本方針の対象とする部活動については、運動部・文化部のすべての活動とし、義務教育である中学校段階の部活動を主とするだけでなく、市立川越高等学校の部活動及び小学校における課外活動についても本方針を原則とする。

「適切な運営のための体制整備」については、各中学校における活動方針の策定を義務付け、適正な数の部活動の設置、及び教育委員会の支援について示している。

「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」としては、適切な指導の実施、適切な活動時間の設定、大会・コンクール等への参加について示した。特に適切な活動時間の設定については、国のガイドラインや県の方針を踏まえ、平日2時間程度、休業日3時間程度としている。また、適切な休養日として、週当たり2日以上休養日を設けることとした。

「部活動の運営上の配慮事項」では、部顧問の役割と指導として、体罰の禁止やいじめ未然防止の徹底など、部顧問の適切な指導について言及している。

委員

本方針で定めた活動時間に含まれていない、準備や片付け等にかかる時間について

てどのように捉えているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

平日については活動時間を2時間としているが、授業終了から完全下校までの時間を考えると2時間活動するのは難しい。短縮授業の日などの活動時間の目安として捉えている。休業日の活動時間は国、県に倣って3時間とした。種目や競技によって準備や片付けにかかる時間が異なるため、実活動時間として示したものである。

委員

日照時間が長い時期や大会前の時期は、活動時間が長くなりがちであると考え。そのような時期の活動時間については、各学校の判断に任せるのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

季節ごとに日没時刻から逆算して完全下校の時刻を決め、活動時間が決まってくると考えるが、年間を通して平日は原則2時間としたものである。

委員

市立川越高等学校については強化している部活動があり、大会等での勝利を目指し、同校への入学を希望する生徒がいると考える。部活動といっても、中学校と高等学校ではかなり差があるが、本方針に則して実施することには変わりはないのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

標題のとおり、主な対象は中学校であるが、市立川越高等学校についても本方針を参酌し、部活動の実態を踏まえ、適切に設定してもらえればよいと考える。活動時間等、すべて中学校と同じというのは難しいことであると認識している。

教育長

県立高等学校については、県の方針に則して行うのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に高等学校段階の部活動についても県方針を原則として適用する旨、記載されている。本市における方針も県方針を踏まえているため、同様の取扱となっている。

教育長

本市の独自の内容は盛り込まれているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

部活動における体罰やいじめ、部活動の大幅な変更に関する事など、保護者等から寄せられた意見や苦情などをもとに、「部活動の運営上の配慮事項」に盛り込んでいる。また、学校における対応が適正に取り扱われるよう、教育委員会が支援及び助言を行うとしている。この点が本市独自の内容である。

委員

「適切な運営に係る体制の整備」の中に、外部指導者の活用を強化するとあるが、

現在、本市においてはどのくらいの人数がいるのか伺いたい。また、活用を強化するにあたり、目標人数のようなものがあれば併せて伺いたい。

参事兼学校管理課長

昨年度の実績であるが、中学校14校の37の部活動に、37名の外部指導者に協力してもらった。目標値は特に設けてはいない。

副部長兼教育指導課長

現在、部活動支援員を取り入れようとする国の動きがある。国、県の動向を注視し、活用できる制度があれば活用していくという意味で、外部指導者の活用を強化するという文言を入れた。

委員

部活動を支援したいという人はどの程度いるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

試合の引率支援や、土日における部活動の一部を指導するなど、支援の仕方は異なるが、多くの方に協力していただいている。

委員

参加してもしなくてもどちらでもいいという、自主練習の日があると聞いたことがある。この場合、部活動の日なのか、休養日なのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

おそらく学校は部活動の日と捉えている。生徒だけの活動は望ましいことではないため、明確にすべきと考える。

委員

部活動の大幅な変更がある場合は教育委員会に報告することとされているが、事前に学校から相談などはあるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

部活動の創設や復活、廃止などについての相談はある。

委員

地域の要望などを聴いて、学校には適切に対応してもらいたい。

委員

部活動には、試合での勝利や優秀な成績を収めるという目的が1つある。この目的には、生徒や保護者、地域住民の期待がある。しかし、本方針によると部活動はあくまでも学校教育の一環であって、大会等における勝利のみを至上の目的とするような指導はしないこととしている。方針を一方向的に決めて、納得してもらえとは思えない。勝利や優秀な成績を収めたいという目的と期待感に対し、どのように説明して納得してもらおうのか、事務局の考えを伺いたい。

副部長兼教育指導課長

本方針の趣旨としては、中学校学習指導要領における部活動の位置付けがまず根

幹にある。学校教育の一環ではあるが、勝つことや技術を高めることを望む生徒及び保護者もいることから、県教育委員会の方針にもあるように、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるような、練習方法の工夫をしてもらうことしか示せないと考えている。

委員

本方針の内容では、反発が出るのではないかと考える。学校に本方針を渡して、生徒や保護者に説明してもらっても納得してもらえるのかどうか疑問が残る。本方針はすぐに学校に配付するのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

今後、校長会と協議し、今年度中には策定し、学校に配付したいと考えている。

委員

校長とよく協議してもらいたい。

副部長兼教育指導課長

補足であるが、埼玉県高等学校体育連盟会長から埼玉県教育委員会の方針について、柔軟な摘要について配慮してもらいたい、と要望が出されている。それも踏まえて、内容についてはよく協議したいと考えている。部活動の在り方について、先行して方針を示している自治体についても、県の方針に沿って策定されているため、本方針についても、方針として基本的な在り方を定め、運用面において柔軟性を持たせたいと考えている。

委員

この方針は教職員の負担軽減という視点もあるのか、確認したい。

副部長兼教育指導課長

「ブラック部活動」と表現されるように、教員の職務における部活動は、社会的にも問題視されているのが現状であり、国や県は働き方改革につなげたい考えである。本方針についても、教職員の負担軽減のためという面はもちろんあるが、働き方改革一色にならないように、また部活動至上主義に陥らないようにバランスを考えた内容となっている。

委員

働き方改革は全ての産業界において取り組むべきときが来ている。学校において、教職員の負担軽減を考えた場合、外部指導者の活用は必要な取組であるが、外部指導者を活用する際の注意点として、ハラスメント防止対策が挙げられる。パワーハラスメントは特に解釈が分かれるところであり、例えば、生徒や保護者がハラスメントと感じていなくても、社会的に見ればどう考えてもハラスメントである、という言動もあり得る。どのような言動がハラスメントに当たるのかを具体的に示したガイドラインを作成し、徹底する必要があると考えるが、そのようなガイドラインはあるのか確認したい。

#### 副部長兼教育指導課長

外部指導者や部活動顧問に向けた、ハラスメントに関する簡単なガイドラインはある。

#### 委員

簡単なものではなく、個人的な解釈がなされないよう、この発言、この行動がハラスメントに当たると、具体的に示したガイドラインを作成する必要があると考える。

また、外部指導者を活用する際、その指導者が最近のコーチング論を学んでいるかという点も重要である。コーチング論を学んでいない場合、ハラスメントの危険性も高まると考える。指導者として部活動に関わる以上、研修等により、正しいコーチング論を身に付けたうえで、指導にあたってもらふべきである。そうした研修の機会を設けることはできないのか伺いたい。

#### 副部長兼教育指導課長

まず、ガイドラインについてであるが、他県での事件などを受けて、文部科学省が運動部活動での指導のガイドラインを示している。これをもとに本市においてもガイドラインを示していきたいと考える。

部活動の指導については、教員免許そのものは関わりなく、また競技経験の有無に関わらず、ボランティア的に指導に関わることが多い。そのため、コーチング論について学ぶ機会はほとんどなく、中学校体育連盟の専門部ごとに開催される指導者講習会などに参加し、専門的な指導方法を学んでいる状況である。初任者研修などにコーチング論を取り入れるなど、検討していきたいと考える。

#### 委員

研修を行うことにより、減らせる事故もある。教員をはじめ、外部指導者に対しても、コーチング論を学ぶ機会を設けてもらいたい。

部活動において事故が起こった場合の責任体制はどのようになっているのか伺いたい。

#### 副部長兼教育指導課長

まず、事故現場にいた指導者の責任が問われる。指導計画上、無理はなかったか、過度な指導はなかったか、事前の健康管理がなされていたか、など、指導者は把握しているはずである。また、指導計画は事前に作成するため、校長も把握していることから、校長の責任も問われると考える。

#### 委員

外部指導者についても同様であるか確認したい。

#### 副部長兼教育指導課長

部活動の指導にあたる場合、外部指導者は単独では行わない。学校の教育過程の中での事故であれば、一義的にはその場にいた外部指導者と顧問の責任となる。

## 委員

最終的な責任は学校長であるが、部活動の内容について、常に、校長に報告されているのか伺いたい。

## 副部長兼教育指導課長

活動内容、終了時刻など全てを報告するわけではない。

## 委員

全てではないにせよ、最終責任者である校長が部活動の内容を把握していることが重要である。定期的な報告が事故の未然防止につながると考えるため、徹底してもらいたい。

## 委員

本市の方針は、県の方針と異なり、市立川越高等学校は本方針を参酌するにとどめ、中学校の部活動に特化した内容としている。中学校と高等学校では部活動における教育方針は当然異なる。中学校の場合、まず、技術の向上や友人との交流、団結力の醸成があり、大会等での成績はあくまでその結果であるとする。中学生にとって、大会・コンクール等の持つ意味を再考し、本市独自の項目である「部活動の運営上の配慮事項」の内容について再検討してもらいたい。

また、外部指導者を活用していく方向性が示されているが、外部指導者については、学校教育の目標や指導方針を十分理解したうえで指導にあたってもらいたいと考える。県の方針には「部活動用指導手引等の活用」という項目があるが、本市の方針には明記されていない。明記していない理由について伺いたい。

## 副部長兼教育指導課長

明記するまでもなく、部活動用指導手引は学校で活用されているためである。

## 委員

教育目標やガイドラインなど、何に基づいて活動を行うのかを明記することは重要であるとする。

また、県の方針には「終わりに」として、今後の長期的な考え方などが示されているが、本市の方針についてそのような考えは示さないのか伺いたい。

## 副部長兼教育指導課長

検討する。

## 教育長

本方針の最後に、各委員からの意見や、総論的な事項を示してはどうかと考える。

## 委員

部活動の本来の目的や、部活動が学校教育課程の一環であることを保護者に周知する必要があると考える。保護者への周知方法等、一考願いたい。

## 12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第26号、議案第27号及び議案第28号は市議会

議決事項であり、意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。

- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理人、長井委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、平成30年11月19日（月）午後2時開催に決定した。